平成２５年（フ）第１６３２号
横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園703号
債務者　泉ナッターカーンこと　ＹＡＥＭＡＮ　ＡＮ　ＮＡＴＴＨＡＫＡＮ
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２号
北海道帯広市東７条南10丁目６番地　光陽ハイツ７号室
債務者　藤谷奈津美
１　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第８６１９号
東京都墨田区業平２丁目16―４―503
債務者　有川　裕司
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２６１号
東京都足立区足立３丁目６―10―202
債務者　高津　卓男
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４１号
東京都板橋区新河岸２丁目10―９―1010
債務者　齊藤　妙子
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目２―６―207
債務者　稲葉　健夫
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９７９号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘
債務者　福岡　久人
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００６７号
東京都港区白金台４丁目８―13―302
債務者　渡邉あゆみ（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０１４号
東京都新宿区中落合３丁目18―６―205
債務者　黒川　常治
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０１５号
東京都北区滝野川６丁目９―４―303
債務者　向原　和彦
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６７４号
横浜市金沢区富岡東１丁目８番15号
債務者　徳田　留美（旧姓星野）
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目10番７号　兼浜アパート201
債務者　兼浜　孝子（旧姓仲村）
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５２０号
静岡県焼津市塩津107番地の２　塩津田住宅Ｆ棟、旧住所静岡県焼津市小川７丁目９番地の18
債務者　増田　貴文
１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２９０号
さいたま市見沼区東大宮７丁目41―17
破産者　エフエー・ビジョン株式会社
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
埼玉県和光市南１丁目26番33号
破産者　有限会社いわきコア工業
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０５号
名古屋市西区大野木２丁目257番地
破産者　株式会社平居建設
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７８号
名古屋市西区栄生２丁目19番12号
破産者　有限会社マサキ工業
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部